

平成23年8月2日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官

平成22年（行ウ）第516号行政文書一部不開示決定取消等請求事件

口頭弁論の終結の日 平成23年5月17日

判 決

東京都新宿区本塩町9光丘四谷ビル6階

原 告 高 橋 利 明

同 訴 訟 代 理 人 別紙原告訴訟代理人目録のとおり

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 告 国

同代表者法務大臣 江 田 五 月

処 分 行 政 庁 関 東 地 方 整 備 局 長

下 保 修

被告指定代理人 別紙被告指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 関東地方整備局長が原告に対し平成22年8月25日付けでした別紙請求文書目録記載の行政文書に関する一部不開示決定のうち、構想段階の洪水調節施設に係る情報を含む部分を不開示とした部分を取り消す。
- 2 関東地方整備局長は、原告に対し、「利根川上流域の流出計算モデルについて」と題する行政文書のうち構想段階の洪水調節施設に係る情報を含む部分を開示する決定をせよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、関東地方整備局長に対しその保有する行政文書の開示を請

求したところ、開示請求に係る行政文書に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）5条5号に掲げる情報である構想段階の洪水調節施設に係る情報が記録されていることを理由に当該情報を含む部分を不開示とし、これを除いた部分を開示する旨の決定を受けたことから、当該情報は同号に掲げる情報には該当しないとして、当該情報が記録されている部分を不開示とした部分の取消し及び当該情報が記録されている部分の開示決定の義務付けを求める事案である。

1 争いのない事実

(1) 行政文書の開示請求

原告は、平成22年7月25日、関東地方整備局長に対し、情報公開法3条の規定によりその保有する別紙請求文書目録記載の行政文書（以下「本件行政文書」という。）の開示を請求した。

(2) 一部不開示決定

関東地方整備局長は、原告に対し、平成22年8月25日付けで、本件行政文書のうち、構想段階の洪水調節施設に係る情報を含む部分、具体的には、「流域分割図」及び「流出モデル図」（以下、それぞれ「本件流域分割図」、「本件流出モデル図」といい、両者を併せて「本件各図面」ということがある。）について、「国の機関内部における検討結果に関する情報であって、公にすることにより国民の誤解や憶測を招き、国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、情報公開法5条5号に該当する」という理由で不開示とし、これらを除いた部分を開示する旨の決定をした。

2 争点

本件各図面が情報公開法5条5号にいう「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当するか否か

(1) 被告の主張

ア 本件各図面について

(ア) 利根川水系河川整備基本方針

河川管理者は、その管理する河川について河川整備基本方針及び河川整備計画を定めておかなければならない（河川法１６条、１６条の２）ところ、平成１８年２月、利根川について「利根川水系河川整備基本方針」が定められた。

(イ) 流域分割図、流出モデル図の意義、作成過程

- a 河川整備計画を定めるに当たっては、洪水防御に関する基本的な事項についての検討を要するところ、洪水防御計画は、河川の洪水による災害を防止又は軽減するため、計画基準点において計画の基本となる洪水の基本高水を設定し、この基本高水に対してこの計画の目的とする洪水防御計画効果が確保されるよう策定されなければならないとされている。

利根川の洪水防御計画については、利根川水系河川整備基本方針において、基準地点である八斗島地点における基本高水のピーク流量及びその河道及び洪水調節施設への配分並びに主要地点での計画高水流量が定められている。基本高水のピーク流量は、対象降雨から適当な洪水流出モデルを用いて算定するところ、利根川水系においては、その算定方法として「貯留関数法」が用いられている。

- b 「貯留関数法」とは、流域内に降った雨がその流域に貯留され、その貯留量に応じて流出量が定まると考えて、貯留量から流出量を推計する流出解析の手法であるところ、実際の流出計算の方法は、次のとおりである。

- (a) まず、流出量を求めようとする地点すなわち基準地点の上流を、
①地形特性（流域界、流路延長、勾配など）、②河道の構成、③降雨の分布特性、④水位・流量観測所の位置（既設及び計画）、⑤流

出解析のための降雨・流量資料の整備状況、⑥貯水池、Z S 遊水池、放水路など（既設及び計画）、⑦洪水予報のための入出力地点（洪水予報を行う際に必要な洪水予報区間を代表する地点）などを考慮して、幾つかの流域（ある地点に流れ込む水の集水範囲）に分割する。この分割された流域を「小流域」といい、小流域を図示した図面が「流域分割図」である。

- (b) 次に、水系内の河川に沿って、分割した小流域、洪水調節施設及び水位・流量観測所（河道が加わることもある。）を記号化して配置し流れ図を作成する。これを「流出モデル図」という。

この流出モデル図を用いて各小流域に降雨を与え、小流域や河道での貯留量に対し、それらの時間差を考慮しながら流出量を計算していき、その流出量を上流から下流へと引き渡し合流させていく。このような計算を各時間ごとに行い、最終的に求めようとする地点の流出量を導き出す。

(ウ) 流域分割図及び流出モデル図の具体的内容

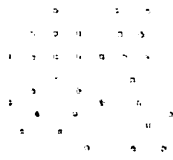
流域分割図及び流出モデル図の具体的内容を架空の流域分割図及び流出モデル図を用いて説明すると、次のとおりとなる。

a はじめに（別紙図 1）

別紙図 1 は、「もとかわ」という河川を中心とした架空の水系を設定して図面化したものである。「もとかわ水系」は、本川を「もとかわ」とし、支川として赤川、白川、青川及び黒川が存在する。「もとかわ水系」では、水位・流量観測所のある緑町地点が基準地点とされている。なお、本川である「もとかわ」上流には既設の A ダムが存在し、支川である青川には水位・流量観測所が存在するものとする。

b 地形特性の把握（別紙図 2）

次いで流域内の地形特性について図示したものが別紙図 2 であり、



例として山等の高地部分を茶色線で囲う形で示している。

c 水が流れる方向の把握（別紙図 3）

もとかわ水系流域内の地形特性に基づき、雨水等の水が流れる方向を図示したものが別紙図 3 であり、想定される雨水等の流れを矢印で示している。

d 小流域の分割①：既設の洪水調節施設等による分割（別紙図 4）

もとかわ水系流域内にある既存の水位観測所、水位・流量観測所（以下両者を区別せずに「水位・流量観測所」という。）及び洪水調節施設（以下、水位・流量観測所及び洪水調節施設を併せて「洪水調節施設等」という。）が小流域の下流端となるように流域の分割を行う。下流端に雨水等が集まる範囲を小流域の範囲とする。別紙図 4 は、青色線（小流域界）で囲まれた部分をもって小流域の範囲を図示したものである。

e 小流域の分割②：支川による分割（別紙図 5 - 1, 5 - 2）

流域内の主要な支川の合流点の小流域の下流端となるように流域の分割を行う。上記 d と同様に下流端に水が集まる範囲を小流域の範囲とする。別紙図 5 - 1 は、別紙図 4 に上記の分割を行った青色線を加筆したものである。別紙図 5 - 2 は、別紙図 5 - 1 から河川名、雨水等の流れを示す矢印及び地形（茶色線）を消去し、分割された小流域に番号を付したものである。

f 小流域の分割③：構想段階の洪水調節施設等による分割（別紙図 6）

構想段階にある洪水調節施設等を配置し、それが小流域の下流端となるように分割を行う。上記 d, e と同様に下流端に水が集まる範囲を小流域の範囲とする。別紙図 6 は、「B ダム」と「C ダム」が構想中であるという前提で、その予定位置（「構想 B ダム」、「構想 C ダム」とある部分）及び当該ダムの位置を下流端とする小流域界（赤色線）

を図示したものである。

g 流域分割図の完成（別紙図 7）

以上の作業の結果、「もとかわ水系」については、11の小流域に分割された流域分割図が完成することとなる。本件流域分割図も別紙図 7 のような形状をもって図示されている。

h 流出モデル図の作成（別紙図 8）

流出モデル図は、小流域、洪水調節施設等を記号を用いて流れ図としたものである。別紙図 8 は、流域分割図（別紙図 7）をもとに、洪水調節施設、基準地点、水位・流量観測所を加えて凡例のと通りの記号を用いて作成した流れ図であり、これが「もとかわ水系」の流出モデル図となる。本件流出モデル図も別紙図 8 のような形状をもって図示されている。

(エ) 流域分割図又は流出モデル図の機能

上記(ウ) a ないし h のとおり、流域分割は、既設の洪水調節施設等のみならず、構想段階の洪水調節施設等の位置も考慮して行われるため、流域分割図中で小流域の下流端であることが図示された場所は、河川の合流点あるいは洪水調節施設等のいずれかが存在する場所ということになる。河川の合流点は図面上容易に判別できるから、同地点以外の場所に小流域の下流端が設定されている場合には、必然的に、当該位置に洪水調節施設等が存在するかあるいはその設置が構想されていることを意味することになる。

これを流域分割図（別紙図 7，9）を用いて説明すると、同図中の支川との合流点以外に小流域の下流端が記載されている場所（別紙図 9 の a ないし d）には、洪水調節施設等があることが容易に推測できるところとなるところ、更に既存の地形図等と照らし合わせれば、別紙図 9 の c 点には A ダムが、d 点には水位・流量観測所があることは容易に判明す

るから、結局、a点、b点にダム等の洪水調節施設等の建設構想が存在していること及びその予定地が判別できることになる。

また、流出モデル図（別紙図8）をみても、赤川及び白川には構想中のダム計画があることが明示されているところ、ダムの建設には地形、地質、自然条件、地域の社会経済状況等を考慮する必要があるため、治水計画について一定の知識を有する者であれば、Bダム、Cダムの相当程度正確な建設予定位置は容易に特定できてしまう。

（オ） 小括

利根川水系の洪水防御計画は、基準地点である八斗島地点における基本高水のピーク流量を定め、同地点に流れ込む降雨の流出を基準地点の上流域において調節するという手法によっており、上流域における流量調節を具体的にどのように行うかを検討するための資料として流域分割図及び流出モデル図（本件各図面）が調製されている。

流域分割図及び流出モデル図に記された情報は、一般に入手可能な程度の地形図と照合するだけで、あるいは治水計画について一定の知識を有する者がみれば、既存の洪水調節施設等のみならず構想段階にある洪水調節施設等の位置をも容易に特定できる情報となる。

イ 不開示決定の適法性について

（ア） 本件行政文書に記録されている情報は、利根川水系全体の治水計画のための基礎となる情報であり、この情報に基づき洪水調節施設等を建設することにより利根川水系の整備が行われるところ、本件各図面には、まだ確定していない、いわば構想段階における洪水調節施設（構想段階の水位・流量観測所はない。）の位置も記されているから、本件各図面に記載されている情報は、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報に該当する。

すなわち、本件各図面には、構想段階にある洪水調節施設等の位置を

特定することが可能な情報が記録されているが、この洪水調節施設等の位置は、あくまで構想であり、基準地点とされている八斗島における計画高水流量を達成できるように配置した一つの机上の想定にすぎない。換言すれば、本件各図面から特定できる洪水調節施設等の位置ないし配置は、現時点での一試案にとどまるものであって、今後更に、施設の規模、洪水調節効果、地質等工学的な視点、地域住民や周囲の環境に与える影響及び必要となる事業費などの諸点につき検討を重ね、実施の可否を含めて多面的かつ公正に実現性の検討及び審議を加えていくことが予定されている事柄であり、これらの検討等を了して初めて、河川法16条2項に規定される手続を経て、河川整備計画に盛り込み、洪水調節施設等の整備が実施されることになる。

- (イ) 流域分割図及び流出モデル図において小流域の下流端として図示される場所は、一般に、①河川の合流点、②既設の洪水調節施設、③既設の水位・流量観測所、④構想段階の洪水調節施設又は水位・流量観測所のいずれかであるところ、本件流域分割図には、④のうち、構想段階の水位・流量観測所の記載はないので、④としては構想段階の洪水調節施設のみが記載されている。①の河川の合流点は図面上容易に判別でき、②及び③は既設の施設であるため客観的に判明するから、これらに該当しないものは④の構想段階にある洪水調節施設であり、一般に入手可能な地形図等を照合することによって、これらの図面中に記された洪水調節施設の具体的な位置を特定することが可能となる。

そして、構想段階にとどまる洪水調節施設の位置が公にされることになれば、洪水調節施設の建設に当たっては、建設予定地の土地所有者等に対し補償金の支払が行われることから、本件各図面から洪水調節施設の位置を特定した不動産業者等において、補償金の支払を受けることを目的として洪水調節施設の建設予定地を広範囲にあるいは安価で買収す

るなどといった事態が生じかねず、そうなれば当該予定地周辺での不適正な土地取引が助長され、地域住民を含めて不当に国民の間に混乱を生じさせ、あるいは特定の者に不当に利益を与えるおそれが生じるというべきであり、このようなおそれは、沼田ダムの建設予定地において買占めが発生するなどした事例に照らしても具体的な根拠に基づく蓋然性の高いものである。

(ウ) 以上によると、本件流域分割図及び本件流出モデル図に記載された情報は、情報公開法5条5号の不開示情報に該当する。

(2) 原告の主張

ア 流域分割図が開示され、小流域の下流端が明らかになって構想段階の洪水調節施設等の位置が判明したとしても、それが水位・流量観測所ではなく被告がその位置が公にされると混乱を生じさせるなどと主張する洪水調節施設であるかどうかは、図面上からは判明しないのであるから、本件各図面が開示されたとしても、構想段階の洪水調節施設の位置が明らかになるわけではない。

イ 被告のいうように「いまだ確定してない」「一試案にとどまる」「構想段階の洪水調節施設」の位置に関する情報が公開されても、そのことによって土地の投機的取引等の混乱が生じる蓋然性は、一般的には存在しない。沼田ダムの事例のように、計画が構想段階にあることが正しく理解されず、構想段階の計画が確定したかのように誤解された場合には、被告の指摘するような土地の買占めが行われるなどの混乱が生じる可能性があり得よう。しかし、このような弊害を防止する方法は、情報を不開示とすることではなく、計画の確定性に関する情報を併せて公開することによって解決されるべきである。

ウ 昭和51年から発売されていたという建設省河川局監修「二訂建設省河川砂防技術基準(案)調査編」や昭和44年に作成された建設省関東地方

建設局「利根川上流域洪水調節計画に関する検討」には構想段階のダムの建設予定地が掲載されており、こうした情報が開示されているということは、この種の情報に格別の秘匿性がないことを示している。

エ 平成9年に新設された河川法16条の2第3項及び4項は、河川整備計画の案を作成しようとする段階において、必要があると認める場合に学識経験者の意見を聴取し、かつ、関係住民の意見を反映させる措置を講ずべきものとしているところ、本件各図面は、利根川水系という我が国最大の水系における河川管理施設の新設構想に関わるものであるから、その整備計画等は、同法が関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる対象とするものであり、住民の意向はできるだけ早い段階から考慮していくことが必要とされており、計画されている河川管理施設の場所に関する情報の性質自体は、情報公開法5条柱書きの定める公開義務の対象となることは明らかである。

第3 争点に対する判断

- 1 情報公開法5条5号は、「国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」について、公にすることにより、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として定めている。これは、行政機関等としての最終的な決定前の未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあることから、これらの事態を防止するためであると解される。

しかしながら、行政機関等の意思決定前の情報だからといって、当該事項に関する情報を全て不開示にすることになれば、政府がその諸活動を国民に説明する責務を全うするという情報公開法の理念と相反することになりかねない。

そこで、上記の「おそれ」は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性がなければならないと解すべきである。

2 被告は、本件流域分割図及び本件流出モデル図に記載されている情報がいずれもこれに該当するとしてこの2つの図面については不開示とした。

(1) そこで、まず、本件流域分割図についてみるに、これを保有している被告の主張によれば、流域分割図は、本川、支川を合わせた1つの水系に、水位・流量観測所がある基準地点を記入し、次いで流域内の土地の高低などの地形特性に基づき想定される雨水等の流れを検討した上で、既存の洪水調節施設等が下流端となるように流域を分割して、下流端に雨水等が集まる範囲を小流域の範囲として小流域界を加線し、さらに流域内の主要な支川の合流点の小流域の下流端となるように流域を分割して、下流端に水が集まる範囲を小流域の範囲として小流域界をさらに加線し、最後に、構想段階にある洪水調節施設等を記入して、それが小流域の下流端となるように流域を分割して、下流端に水が集まる範囲を小流域の範囲として小流域界をさらに加線して作成するものである。そして、原告もこのような流域分割図の作成過程自体は特に争っておらず、不開示とされた本件流域分割図もまた、このような作成過程を経て別紙図7のような形態で図示されているものと推認される。

被告は、このようにして作成される流域分割図において、小流域の下流端としては、既に存在する洪水調整施設等及び客観的に存在している主要な支川の合流点以外には、構想段階の洪水調節施設等が記載されることになるが、本件流域分割図においては、構想段階の水位・流量観測所の記載はないから、構想段階の施設としては洪水調節施設だけが記載されることになるところ、一般に入手可能な地形図等と照合するだけで、あるいは治水計画について一定の知識を有する者がみれば、本件各図面中に記された構想段階における洪水調節施設の具体的な位置を特定することが可能となると主張する。そして、被告は、本件流域分割図を開示するならば、未だ構想段階にとどまる洪水調

節施設の位置が公になり、洪水調節施設の建設に当たり建設予定地の土地所有者等に対し補償金の支払が行われることから、本件流域分割図から洪水調節施設の位置を特定した不動産業者等において、補償金の支払を受けることを目的として洪水調節施設の建設予定地を広範囲にあるいは安価で買収するなどといった事態が生じかねず、そうなれば当該予定地周辺での不適正な土地取引が助長され、地域住民を含めて不当に国民の間に混乱を生じさせ、あるいは特定の者に不当に利益を与えるおそれが生じると主張する。

確かに、本件流域分割図は、上記のとおり、①既設の洪水調節施設、②既設の水位・流量観測所、③河川の合流点、④構想段階の洪水調節施設のいずれかが小流域の下流端となるように流域の分割を行って作成されるというのであるから、もし一般に入手可能な地形図等と照合して、本件流域分割図のある特定の小流域の下流端には、客観的に存在している上記①から③までがいずれも存在しないことが判明すれば、論理的には、そこには④の構想段階の洪水調整施設が存在すると推測されることになる。すなわち、例えば別紙図6において「構想Bダム」、「構想Cダム」とそれぞれ記載されている点と赤い線とが交わっている箇所は、小流域の下流端となるところ、この場所に、上記①から③までがいずれも存在しないことが判明すれば、そこには④が存在することになる。なお、原告が主張するように、流域分割図においては構想段階の施設が洪水調節施設であるか水位・流量観測所であるかは区別されないから、本件流域分割図からは、当該下流端が構想段階の洪水調節施設であるのか構想段階の水位・流量観測所であるのか直ちには判明しないといえるが、後記のとおり、本件流出モデル図には既設又は構想段階の洪水調節施設と水位・流量観測所がそれぞれ別の記号で図示されているから、これを併せ見ることによって当該下流端が構想段階の洪水調節施設であることは判明するものと解される。

しかしながら、仮に本件流域分割図における小流域の下流端の中に、上記

①ないし③が客観的に存在していないことが判明し、上記④を示すものが明らかになったとしても、本件流域分割図と同じ形態で作成されたとされる別紙図7の流域分割図からも明らかとなっており、その位置を現地において特定するに足りる基点や、基点からの方位・角度・距離等が明確ではないから、一般に入手可能な地形図等と照合したとしても、当該施設の位置を下流端とする小流域等と地形図等との関係から、例えばある支川の中流あたりに構想段階の洪水調節施設の建設予定地があるという程度のことは判明し得るにせよ、被告が懸念するような土地の先行買収騒ぎが生じるほどの確度をもって、洪水調節施設の建設予定地が特定できるとは到底考えられない。また、そもそも流域分割図は、前記の作成過程からも明らかとなっており、構想段階の洪水調節施設の建設予定地を仮に定め、その地点を小流域の下流端とし、地形等を考慮して小流域界を加線して作成するものであるから、同地点が地形等から論理的に導かれるものではないことはもとより、加線された小流域界から一義的に同地点が判明するとも解し難いのであって、治水計画について一定の知識を有するからといって、その地点を上記のような確度をもって特定できるとは考え難い。すなわち、本件流域分割図は、構想段階の洪水調整施設周辺の土地を、それを購入することができるくらいの正確性をもって特定できるだけの現地復元性がある図面であるとは到底認め難いといわざるを得ない。

次に、本件流出モデル図についてみるに、これを保有している被告の主張によれば、小流域、洪水調節施設等を記号を用いて整理して記載した図面であり、不開示とされた本件流出モデル図は別紙図8のような形態で図示されているものと解される。このように、流出モデル図は、流域分割図に基づいて、洪水調節施設、基準地点、水位・流量観測所などについて記号を用いて分かりやすくモデル形式で作成した図面にすぎないから、仮に本件流出モデル図において構想段階の洪水調節施設が記載されていても、構想段階におけ

る洪水調節施設周辺の土地を、購入することができるくらいの正確性をもって特定するだけの現地復元性のある書面であるということとはできない。

したがって、本件各図面を公にすることになると、構想段階にとどまる洪水調節施設の位置を公にされ、当該予定地周辺での不適正な土地取引が助長されて、地域住民を含めて不当に国民の間に混乱を生じさせ、あるいは特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるから情報公開法5条5号に該当するという被告の主張は、そもそもその前提を欠くものであって与することはできない。

- (2) また、被告は、その主張するようなおそれは沼田ダムの事例に照らしても具体的な根拠に基づく蓋然性の高いものであると主張する。そして、証拠(乙14の1ないし5)及び弁論の全趣旨によると、昭和34年7月29日、政界・財界・学識経験者らで組織された民間研究機関である産業計画会議が沼田ダム建設計画案を発表したところ、地元の新聞に、同年9月30日付けで地価が高騰したとか、昭和41年2月14日付けで沼田市で地価が高騰しているとか、同月27日付けで地主が土地の売り惜しみをしているとか、同年3月9日付けで地価が4倍になったといった記事が掲載されたことが認められ、沼田ダムの建設予定地の地価の売買に関して一定の混乱が生じたことが推認される。

しかしながら、沼田ダムについては、上記のとおり、昭和34年7月に、政界・財界・学識経験者らで組織された民間研究機関である産業計画会議が沼田ダム建設計画案を発表しており、証拠(甲13の1)によれば、昭和34年8月24日付けで、地元の新聞が、沼田ダム建設計画の具体的内容について、貯水池の場所、複数の発電所の場所、調整池の場所などを鉄道の駅や河川との位置関係なども示して特定した建設見取図と共に掲載したことが認められる。そして、証拠(甲13の2ないし5)及び弁論の全趣旨によれば、特に混乱が生じたと推測される昭和41年ころになると、同年1月10日付

けで「建設省は利根川河川総合開発調査計画の一部に新規事業として沼田ダム…の調査計画を織り込み予算要求しているが、大蔵第一次査定で沼田ダム調査費一千百万円…が認められた。これにより建設省は新年度から本格的な調査をはじめることになり、くすぶり続けていた沼田ダム建設の動きは、いよいよ具体化してきた。」との記事が、また、同月13日付けで「東京事務所から県にはいった報告では、さきに第一次査定で内示された沼田ダム関係調査費一千百万円が復活折衝で、建設省の要求額どおり二千万円が認められた。」との記事が、そして、同年2月25日付けで建設大臣が国会で沼田ダム建設を実現したいとの意欲を語り、総理大臣も同意しているとの答弁を行った旨の記事が、さらに、昭和42年5月19日付けで自民党政調会長、東京都知事、神奈川県知事などが出席した東京湾総合開発協議会の総会において沼田ダムの建設に全力を挙げ昭和45年度には着工する必要があるとの決議がされた旨の記事がそれぞれ掲載されたことが認められる。

このように、沼田ダムについては、計画の内容が単なる構想段階の域を超えて具体的な施設の位置なども特定して実現可能性があるかのように報道されたために混乱が生じたと解され、本件のように、およそ土地を購入しようにも特定の設置場所も判明しない構想段階にとどまる事案とは前提を異にするものであって、この点についての被告の主張も採用できない。

- (3) そして、他に、被告が主張するように構想段階の洪水調節施設の位置が判明し、その建設予定地周辺での不適正な土地取引が助長され、地域住民を含めて不当に国民の間に混乱を生じさせ、あるいは特定の者に不当に利益を与える蓋然性が存在することを認めるに足りる証拠はない。

- 3 以上のとおり、本件各図面に記載されている情報は、情報公開法5条5号の不開示情報に該当せず、また、同条各号の他の不開示情報に該当するとの主張立証もないから、本件各図面を不開示とした決定は、違法な処分として取り消されるべきである。

したがって、本件各図面の開示決定の義務付けを求める原告の訴えは適法であるとともに、本件各図面の不開示の決定の取消しを求める原告の請求は理由があり、かつ、処分行政庁が本件各図面の開示決定をすべきであることは情報公開法5条の規定から明らかであると認められるから、当該開示決定の義務付けを求める原告の請求は理由がある。

第4 結論

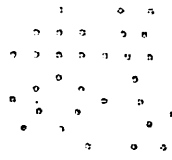
よって、原告の請求は、いずれも理由があるから認容することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 定 塚 誠

裁判官 小 林 邦 夫

裁判官 澤 村 智 子



請求文書目録

利根川水系河川整備基本方針の基本高水流量 $22,000\text{ m}^3/\text{秒}$ （八斗島地点）を算出した調査報告書の全て（利根川上流域の流出計算モデルを含む。）